

地場産品活用商品開発支援補助金Q & A

【対象となる事業の内容について】

Q 1 対象となる事業の内容はどのようなものですか。

A 1 地域内で生産若しくは採取された農林水産物又は農林水産物を主たる原材料用として加工されたものを使用し、新たな商品を開発する事業が対象となります。

【地場産品について】

Q 2 地場産品とはどのようなものですか。

- A 2 ①広田湾産の海産物
②市内で生産された果物、野菜
③市産材の木材
④市内で生産された米から作った米粉

Q 3 地場産品はどの程度の割合を使用すれば対象になりますか。

A 3 商品の主要な部分に使用されている場合は、事業の対象となります。

(認められる例)

- ①広田湾産の牡蠣のむき身を100%使用した炊き込みご飯の素
②市内産の米から作った米粉を100%使用して作った団子が使われている和菓子
③市産材を90%使用して作られた木製の工芸品

(認められない例)

- ①市内で生産された小麦粉を1%、残りの99%が外国産の小麦粉を使用して作ったパン
②使用割合が著しく低い商品

【補助対象に該当する事業者について】

Q 4 これから設立する法人等は補助の対象となりますか。

A 4 対象となりません。申請受付開始の段階で存在している事業者が対象となります。

Q 5 任意団体である生産組合等は対象となりますか。

A 5 対象となります。ただし、開発する新商品の主要となる原材料を生産し、商品を自ら製造する営業許可等を受けている必要があります。

【補助対象に該当する事業について】

- Q 6 飲食店が提供するメニューは新商品開発に該当しますか。
- A 6 該当しません。ただし、必要に応じた営業許可等を有し、小売店等へ商品を卸している事業者の場合は、該当する場合があります。
- Q 7 市外で生産された果物を使用している商品を、市内で生産された果物に変えて、商品パッケージをオリジナルデザインに変更した商品の場合は補助対象事業に該当しますか。
- A 7 該当します。地場産品を使用することと、パッケージデザインを新たにすることで商品の見せ方を見直すことにより、新たな客層への訴求が見込めるため新商品の扱いとなります。ただし、パッケージデザインを、他の既製品への変更のみの場合は対象となりません。

【補助対象経費について】

- Q 8 商品開発のために使用する調理機器を購入する場合は補助対象経費に含まれますか。
- A 8 購入の場合は該当しません。調理機器をリースする場合は賃借料に該当します。
- Q 9 専門家からマーケティングデータのみを提供してもらった場合は、補助対象経費の対象となりますか。
- A 9 対象となりません。専門家からマーケティングデータ等を活用してもらい、商品開発のアドバイスをしてもらった場合等の経費が対象となります。

【その他】

- Q 10 商品開発の途中で地場産品の入手が困難となり、商品開発の継続が困難となった場合はどのようになりますか。
- A 10 状況がわかった段階で、市へ相談を行ってください。前金払いを行っている場合は、事業の実績に応じて、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還していただく場合があります。